

○国土交通省告示第三百三号

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十三条第四号口の規定に基づき、海上運送法施行規則第四十三条第四号口に規定する船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質を定める告示を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法施行規則第四十三条第四号口に規定する船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質を定める告示

- 一 液化天然ガス
- 二 液化石油ガス
- 三 アンモニアガス
- 四 水素ガス
- 五 メタノール
- 六 エタノール
- 七 バイオディーゼル
- 八 メタンガス